

旭川市立六合中学校
学校いじめ防止基本方針



平成30年4月
(令和元年5月改定)

【 目 次 】

はじめに

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの理解	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第 2 章 本校が実施するいじめの防止等の取組	5
(1) 本校のいじめの実態及び目標（指標）	
(2) 生徒が主体となった取組の推進	
(3) 学校いじめ対策組織の設置	
(4) いじめ防止の取組	
(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
(6) いじめへの対処	
(7) いじめの解消	
(8) いじめの重大事態への対応	
(9) いじめの防止等に関する機関，保護者との連携	
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	
(11) 学校いじめ防止プログラム	
第 3 章 その他の留意事項	19
(1) 学校評価を踏まえた取組の改善	
(2) 校内研修の充実	
(3) 校務の効率化	
(4) 地域や社会との連携	
第 4 章 資料	21
(1) 旭川市立六合中学校いじめ防止プログラム	
(2) 早期発見・事案対処マニュアル	
(3) いじめ発見見守りシート	
(4) 主な相談窓口	
(5) いじめ発見・観察ポイント（保護者用）	

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童生徒等、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織³の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

◇今年度の目標・指標◇

（1）【校内体制の整備】

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないように、いじめ問題への対応体制を確立する。

（2）【いじめ防止教育の推進】

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。

（3）【早期発見・対応】

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護するとともに、迅速に誠意ある対応をする。

（4）【地域社会との連携】

学校・家庭・地域住民・その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服する。

◇具体的な手立て◇

（1）いじめについての共通理解

「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成を進め、十分理解させるよう根気強く指導を徹底する。

（2）生徒の主体的な活動の推進

- ①生徒会を中心に、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ②相談箱を置くなどして生徒同士で悩みを聞き合う活動など、生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ③ボランティアなどの主体的な活動を推進することにより「自己有用感」を高める。

（3）いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ①運動や読書、誰かに相談するなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ②自己有用感、自己肯定感を育む道徳教育、人権教育、生活体験・体験活動の充実

（4）授業改善

- ①授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点から、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業作りを基本とする。
- ②心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事・特別活動に主体的に参加・活躍できるような授業や集団創りを行う。

(5) いじめの防止等のための対策に係わる人材の確保

- ①教職員の目が行き届き、生徒一人ひとりに対してきめ細かく対応できる環境を整備する。
- ②心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者、弁護士など、外部専門家等の活用を推進する。

(6) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上

- ①いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題や教職員のカウンセリング能力等の向上に関する研修を充実させる。
- ②体罰については暴力を容認するものであり生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから体罰によらない指導の徹底を図る。

(7) 学校評価

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ②いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

◆H30年度のいじめアンケートの結果◆【第1回 5月調査】

- あなたは4月から6月まで、嫌な思いをしたことがありますか？
 - 1学年～0名／102名
 - 2学年～0名／77名
 - 3学年～3名／90名
- どんなことをされましたか？
 - ア 仲間はずれや無視をされる (1名)
 - イ たたかれたり、けられたりする (1名)
 - エ 悪口をいわれる (1名)
 - オ メールで中傷、ネットへの書き込み (1名)
 - キ その他 (1名)
- 今も嫌な思いをしていますか？
 - 1学年～0名／0名
 - 2学年～0名／0名
 - 3学年～3名／3名
- あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。
 - ア 学校の先生～125名 イ 友人～145名 ウ 父や母～183名
 - エ 兄弟姉妹～50名 オ 電話相談～11名 カ だれにも相談しない～27名
 - キ その他～4名（祖父母、前の担任、いとこ）

•あなたは4月から今日まで友人が嫌な思いをしいるのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年～0名／ 96名

2学年～0名／ 77名

3学年～3名／ 86名

•あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。

1学年～そう思う(99名), そう思わない(2名), よくわからない(1名)

2学年～そう思う(73名), そう思わない(2名), よくわからない(2名)

3学年～そう思う(87名), そう思わない(1名), よくわからない(2名)

◆H30年度のいじめアンケートの結果◆【第2回11月調査】

•あなたは4月から6月まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年～10名／ 99名

2学年～ 2名／ 78名

3学年～ 0名／ 84名

•どんなことをされましたか？

ア 仲間はずれや無視をされる (1名)

イ たたかれたり、けられたりする (2名)

エ 悪口をいわれる (5名)

オ メールで中傷、ネットへの書き込み (3名)

キ その他 (4名)

•今も嫌な思いをしていますか？

1学年～4名／10名

2学年～2名／ 2名

3学年～0名／ 0名

•あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。

ア 学校の先生～115名 イ 友人～143名 ウ 父や母～165名

エ 兄弟姉妹～56名 オ 電話相談～14名 カ だれにも相談しない～33名

キ その他～5名(祖父母, 前の担任, いとこ)

•あなたは4月から今日まで友人が嫌な思いをしいるのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年～11名／ 99名

2学年～ 3名／ 78名

3学年～ 5名／ 84名

•あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。

1学年～そう思う(96名), そう思わない(2名), よくわからない(1名)

2学年～そう思う(76名), そう思わない(1名), よくわからない(2名)

3学年～そう思う(78名), そう思わない(2名), よくわからない(3名)

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について様々な取組を行い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小中学校で連携して共有する。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。【いじめ根絶集会の実施】

本校の取組

【いじめ根絶集会】について

1. ねらい

- ①一人一人が明るく楽しい学校生活を送るために、いじめは絶対に許されないことを意識し、思いやりを持って生活する態度を育てる。
- ②生徒の自発的な活動によって、いじめ根絶を主体的に実践していく態度を養う。

2. 内容

7月

- ①いじめ根絶作品（作文・ポスター・標語）の募集 <夏休み中>

8月

- ②いじめ根絶作品（作文・ポスター・標語）の学級掲示
- ③いじめ根絶作品（作文・ポスター・標語）の1次審査 <学級>
- ④いじめ根絶作品（作文・ポスター・標語）の2次審査 <生活常任委員会>
- ⑤いじめ根絶に関わるアンケートの実施 <全校実施>

9月

- ⑥いじめ根絶に関わるアンケートの集約 <生活常任委員会>
- ⑦いじめ根絶に関わるアンケートの分析 <生活常任委員会>

10月

- ⑧いじめ根絶スローガンの決定
- ⑨いじめ根絶集会実施 <全校集会>

いじめ根絶宣言 <昭和61年度制定>

私たち 六合中学校の生徒は 友だちを いじめません。
私たち 六合中学校の生徒は 友だちを いじめさせません。
私たち 六合中学校の生徒は 友だちから いじめられません。

【教育相談】について

1. ねらい

- ① 学級担任との親和的な人間関係をつくる
- ② 生徒の自己理解と援助
- ③ 生活や学習についての悩みなどの把握と援助
(特に、いじめに関わる内容は迅速で適切な支援を心がける)

2. 内容

- ①担任との個別面談 1人15分程度

◆学校における教育相談（参考）

1. 教育相談の位置づけと役割

教育相談は生徒指導の一環として位置づけられ生徒指導の中心的な役割を担う。生徒指導を支える重要な機能である。また、一人一人の教育上の諸問題を取り上げ、三者（本人・親・教師）が望ましい在り方を見出せるよう指導・援助する個別的な指導・援助である。

2. 教育相談の3つの機能

- 治療的な機能…非行など反社会的な問題行動や不登校など非社会的問題行動を起こした生徒に対して、問題解決に向けての指導・援助を個別またはグループカウンセリングなどの方法を用いて行う。
- 予防的な機能…生徒が問題を起こしたり、不適応に陥ったりしないように、あるいは教師が気になる子供のサインをキャッチしたときに、問題行動につながったり、問題が深刻化したりすることを事前に防ぐように指導・援助することである。したがって、全ての生徒が対象となる。
- 開発的な機能…どの生徒も学業、進路、性格、友人など年齢に応じた発達課題を持っている。それを達成して自己実現に向けて成長していくよう指導・援助することであり、全ての生徒を対象としている。

【いじめアンケートの実施】について

1. ねらい

いじめの未然防止，早期発見，早期対応の取組を進める。

2. 内容

- ①いじめアンケートの実施
- ②いじめアンケートの集約
- ③いじめ認知に向けての面談等

【日常的な道徳指導】について

3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

（1）組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

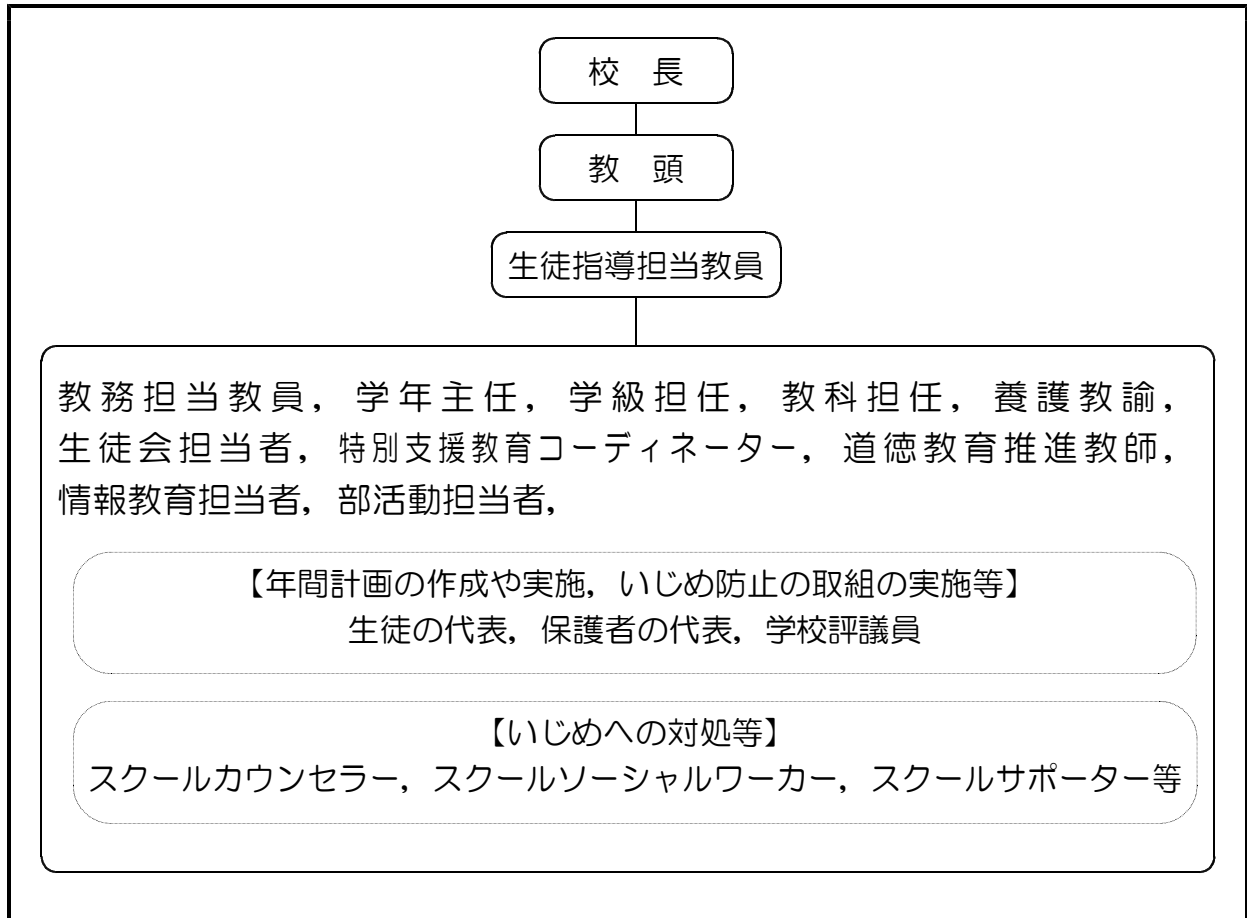
③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{*1}や自己肯定感^{*2}をはぐくむ指導の充実

ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

(5) 生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

ア) 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。

イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ) 生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ① 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童（生徒）が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ② 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

保護者の役割

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。

□ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

□ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

□ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。

□ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。

□ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア) 遊びや悪ふざけ、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。

イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

ア) いじめられた生徒から、事実確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、その生徒の安全を確保します。

ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた児童（生徒）に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P9参照を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

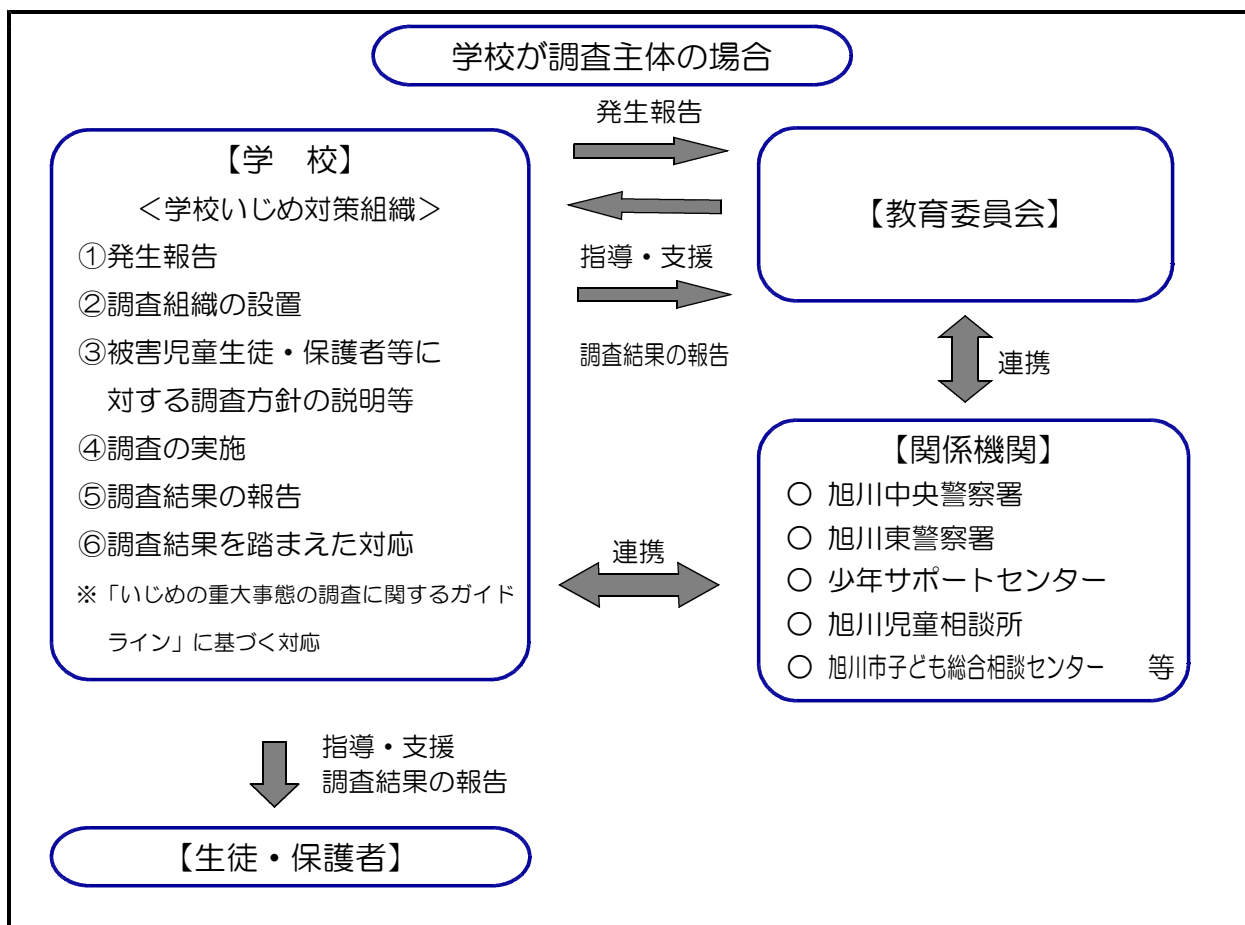
1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*³に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

1 インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報公開をしないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

1 1 学校いじめ防止プログラム

学校は、自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

学校は、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。(再掲)
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

第3章 その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

旭川市立六合中学校 いじめ防止プログラム

▭ は、未然防止の取組

▭ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	
	○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめ防止プログラム 等	○生徒理解研修① ・生徒に関わる情報交換 ・今後の支援について 等		○職員会議 ・1学期の反省 ・夏季休業中の指導 等	○いじめの問題に関する校内研修	○職員会議 ・前期の反省 ・2学期の計画 等	
	○生徒指導部会、学年会議等の定例開催						→
	○授業参観交流						→
	○触れ合い活動の推進						→
	○チェックリストの活用						→
	○学校ネットパトロール						→
生徒	○中1ギャップ解消等のための小中連携の推進		○道教委いじめ問題への取組状況の調査①				
			○教育相談①	○市教委いじめに関する実態調査①	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○道教委いじめ問題への取組状況の調査②	
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○いじめに関する一斉学習① ・学級活動又は道徳の時間	○生徒アンケート調査①	○道教委いじめアンケート調査①	○ボランティア活動の実施	○いじめに関する一斉学習② ・学級活動又は道徳の時間	
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等	○いじめ・非行防止強化月間①	○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等	○いじめ根絶作品の提出	○いじめ根絶作品の審査	
		○ネット安全教室の実施		○いじめ根絶作品の募集			
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル防止等の説明	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ		
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPへの公開	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ		○学校評議員会 ・1学期の取組についての説明			
	○家庭訪問	○家庭訪問					
	○チェックリストの活用					→	
	○いじめに関わる情報収集					→	

10月	11月	12月	1月	2月	3月
○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)	○学校いじめ防止対策組織会議(定例・臨時)
○生徒理解研修② ・児童生徒に関わる情報交換 ・事例研修 等	○職員会議 ・2学期の反省 ・学校評価 等		○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評価の結果 等	○児童(生徒)理解研修③ ・児童生徒に関わる情報交換 ・次年度へ向けて 等	○職員会議 ・新年度計画 ・情報交換 等
○生徒指導部会, 学年会議等の定例開催					
○授業参観交流					
○触れ合い活動の推進					
○チェックリストの活用					
○学校ネット/パトロール					
○校下小中学校との連携 ・授業参観 等	○教育相談②(三者懇談)	○道教委いじめ問題への取組 状況の調査②		○教育相談③	○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
○いじめ・非行防止強化月間②	○生徒アンケート調査②	○市教委いじめに関する実態 調査②		○教育相談③	○市教委いじめに関する実態 調査③
○いじめ根絶集会の実施 (全校) 生活常任委員会主催	○参観日における「いじめ」を テーマとした道徳の時間の授 業	○道教委いじめアンケート調査 ②	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○生徒アンケート調査③	
	○参観日における「いじめ」を テーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより ・参観日 等		○講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を育 む講演会	
		○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明		○講演会への保護者の参加呼 びかけ	○3学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより ・参観日 等
○チェックリストの活用					
○いじめに関わる情報収集					

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該児童・生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP7参照）

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析**
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実**
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実**
 - 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
 - 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化**
 - 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

旭川市立六合中学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童（生徒）の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童（生徒）を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童（生徒）を囲むように児童（生徒）が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童（生徒）に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童（生徒）の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童(生徒)のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童（生徒）とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立六合中学校

TEL 51-1701

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。